

教育委員会会議録

令和7年（2025年）9月定例教育委員会会議

開 会 日	令和7年（2025年）9月25日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時45分	
開 会 場 所	SPRING熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委 員 会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 苫野一徳 委員 澤栄美 委員 村田槇 委員
	事 務 局	福田衣都子 教育次長 梶原勢矢 教育次長 中川浩二 教育総務部長 吉田潔 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第62号 熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員の委嘱について 議第63号 職員の懲戒処分について	
自 由 討 議	体罰・暴言等の防止に向けて	
署 名	澤 栄 美	
	村 田 槇	
会議録作成者	教育政策課 甲斐 まゆみ	

令和7年（2025年）9月 教育委員会会議録【9月25日（木）】

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕 遠藤洋路 教育長	令和7年9月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか4人の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、澤委員と村田委員とします。よろしくお願いいたします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、本日の議事のうち、議第63号 職員の懲戒処分については、会議規則第13条第1号「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件」に該当することから、非公開の審議が適当と思います。 議第63号につきまして、非公開に賛成の委員は、挙手をお願いします。 （挙手） 全員賛成により、議第63号は、非公開とします。
日程第1 前回会議録等承認 遠藤洋路 教育長	それでは、「日程第1 前回会議録等承認の件」に入ります。 8月28日開催の令和7年8月定例教育委員会会議録及び9月5日開催の令和7年第5回臨時教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。前回会議録等は、承認することに決定いたします。

日程第2 事務局報告の件

・(1) 事業・行事等報告について

遠藤洋路 教育長

次は、進行の都合により「日程第4 自由討議」を先に行います。

今月は「体罰・暴言等の防止に向けて」をテーマに討議を行いたいと思います。

本日は、体罰等審議会委員4名の方にもご参加いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。

まず討議を始めるに当たりまして、事務局から簡単に説明をお願いします。

日程第4 自由討議

・体罰・暴言等の防止について

《田口清行 教育政策課教育審議員 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

では、自由討議に入ります。

今日はお時間の都合上、午後3時までとさせていただきます。

では、まず、今回、体罰等審議会の委員の皆様との意見交換ということで、大分昔にも1回やらせていただいたんですけど、皆さん、いらっしゃった方はいない。岡野委員は。

岡野高明 体罰等審議会
副会長

初めてです。

遠藤洋路 教育長

じゃ、皆さん、初めてですかね。分かりました。

今回、提案したのは村田委員ですか。じゃ、村田委員から何か一言、まずお願いしたいと思います。

村田槇 委員

今日はお忙しいところ、ありがとうございます。

体罰等審議会が始まってから6年目になるかと思うんですけど、当初から現在までを通して寄せられる案件の内容や訴え、数が減ってきているというのは先ほどご報告もありましたけど、寄せられる案件の内容や訴えなどに変化があるのかということと、あと、今年度からですか、認定の項目が1つ変更になったと聞いております。体罰、暴言、これまで不適切な行為

遠藤洋路 教育長	と適切な行為、該当外の5つだったその中で、不適切な行為というのが改善を要する行為というのに変更になりまして、変更になってから認定にどのように変化があったのか、などをお聞きしたいと思います。 村田委員はもともと、体罰等審議会の委員でもあって、それから教育委員会に來られて、教育委員になられて、以前との変化というのはどうなんですか。村田委員が一番知っているような気もしないでもないんですけど。
村田槇 委員	私は、今は認定の内容などは何も聞いていないので。詳細の内容はですね。
遠藤洋路 教育長	では、まずは会長から、今どのような感じですか。これまでやられてきた変化とか。
藤中隆久 体罰等審議会 会長	後のほうの質問、基準が変わったという話からいきましょう。適切な行為、不適切な行為、ここを変えたんですよね。やっていて、適切な行為という日本語が私はすごい違和感があって、不適切か適切かしか分けられないので、不適切とは言えないから適切に入れるみたいなケースが結構あるんですよね。でも、これ適切とも言えないよねみたいな、適切はつまりグッドということだから、いや、グッドではないでしょうみたいな。でも、不適切じゃなかったらグッドな行為になってしまうという、そこなので、ちょっとこの適切な行為、不適切な行為という分け方を変えたいという意見を出して、だから、不適切な行為以外は改善を要するという、2つの分け方に変えたんです。 ということで、だから、不適切、やっていることは結局そんな変わらないんですけど、不適切、適切で適切に入ってしまうというところを何か適切とは言い難い。これを適切と言ってしまったら、適切と言われたほうも、これ適切なんだと思ってしまう可能性もあるので、というので改善を要する行為、適切な行為という分け方に変えて、だから、改善を要するに入れたいみたいな、そんな意図だったんですよね。 実際に、でも、数だけを比較したら、そもそも相談件数が減ってきていて、今ちょっと見たら、令和2年度は全部で131件なんですけど、このうち該当外が71件ということで、結局該当外というのは審議できないですから、結局審議できたのは

令和2年度60件なんですね。だから、合計数から該当外を引いた数が審議できた数と考えたら、令和2年度は60件、その次が45件、49件、41件、30件というように審議できたものが変わっていつているんです。

ということで、審議する数が減ったので、該当外とか、あるいは該当外は審議できませんから、結局改善を要する行為なんかも多分減っていつているとは思いますが。

多分それと同じ現象として、体罰認定みたいなのも減ってきている、一つの理由はそれだと思うんですね。体罰とか暴言が減ってきているというのは、そもそも審議できる数が減ってきているからというのはあると思います。

体罰等審議会に上がってくる事例もまあ減ってきているということは、いいように解釈すればやっぱりこれが効果があって、先生たちが体罰は駄目だというふうに思ってくれて、体罰しなくなったのではないかという解釈はあり得ると思うんですね。というので、この審議会があつてよかったなと思うんです。

それと、もう一つの統計は、1人の人がいっぱい複数事例、これも減ってきているんですね。これは何かやっぱり五、六年前までは大物みたいなのがいたんですね、体罰バリバリやるみたいな。それがちょっと抑止力がかかって、そこまでひどいことはしないと。だから、1人の人がそんな何件もやるみたいなものも減ってきているんじゃないかと思います。

ということで、体罰等審議会みたいな効果がそうやって現場に還元されているみたいに私は解釈したいんですけどね。

もう一つの解釈は何か、交通違反の取締りみたいに取締りのほうはいっぱい取り締まったら、件数が上がつていいなと思うかもしれないですけど、本来交通違反は起こさない社会がいいわけですね。でも、何か我々の審議で、つい減らす傾向にあったのかとか、ちょっとそんなふうにも考えられなくもないという気はするんですけどね。

前の会長と私とちょっと考えが違うみたいなのところがあつて、多分その違いも出たのかなという気が少しはしていますが、その解釈もないとは言えないんですけど、現場にこの審議会の効果が浸透してきているんじゃないかなという解釈をしたという、そんな意識ですけど、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

藤中隆久 体罰等審議会
会長

今、件数のこと、減ってきているとおっしゃっていただきましたけど、質的なものはどうですか、内容的なものというか。相談の内容や質が変わってきたということはないですか。

大物みたいなひどい、何か1人で何件も起こすような、そんなひどい体罰みたいなものが減ってきているという気もします。本当、誰が見てもこんなことをやっちゃいかんみたいなことを1人の教師がいっぱいやっているみたいな、その数も何か減ったのではないかなと。これも多分抑止力みたいなことですね、あまりひどいことはできないみたいな。

岡野高明 体罰等審議会
副会長

私も同じように感じているんですけど、すごくひどい体罰というのが本当になくなってはきていますね。私は、最初からではないんですけど、多分令和2年の途中ぐらいから参加させていただいて、最初の頃は会長おっしゃったみたいな大物がいましたね。この頃はつい感情的になって強い言葉を出してしまう。それで暴言に引かかってしまうという、そういうことが時々あります。

一番思うのは、先生方が何とか体罰、暴言をしないで済ませようという意思がかなり見えるようになってきているなということです。

内容が変わってきているかということについては、多分一つ一つの大きな内容というのは変わっていないかもしれませんが。

いくつか気になる、これまで気になったケースがあって、子どもを守る相談票を使って、生徒たちが先生を陥れるという、そういう事案が実際にありました。もしこれ、あのときに気づかずにそのまま明らかな体罰、それからセクシュアルハラスメントみたいな形で認定してしまえば、その先生は実際には全く何もなかったんだけど、もしかしたら先生方の、先生のほうから訴訟みたいなことになっていった可能性もやっぱりあるなと思います。

そういった意味では、かなり、親御さんも、生徒さんも、我々体罰等審議会での審議というのに対して、ある意味、重みを感じてくれているんだろうなとは思っています。実際、現場で生徒に対応する先生方も、やっぱり体罰、暴言はできるだけしないというふうな方向に変わりつつあるんじゃないかなと考えております。

遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 私も体罰等審議会の審議を見ている中で、昭和だったら殴っているぞという先生がいて、殴っちゃいけないということは浸透しているんだと思いました。ちょっとよかったなと思ったところがありました。そのこと自体がいいかどうかは別として、少なくとも昔は殴っていたんでしょうね、その人はね。でも、今はその人も殴らなくなったんだなというところは、やっぱり意識は変わったんだなと思いましたけど。
川下裕美子 体罰等審議会委員	私は、この審議会委員として3年ほどですので、当初からの変化ということについてはわからないのですが、やはり体罰の件数が減ってきているということは、教職員、学校での抑止力が、上がっているのではないかという感覚はあります。 ただ、審議案の中には、教師の指導する意図が、こどもや保護者にうまく伝わらない場合や、教師の教育的配慮が足りない場合などが発端になっている事例が多くなっているように思います。それが、学校と保護者の間のトラブルになったりしなければいいのですが、やはりそういうことで相談票があがってくるのではないかと考えております。
田中弘美 体罰等審議会委員	私も、委員になってからそんなに日が長くないので、大きな変異とかは具体的には申し上げられないんですけど、ただ、委員になって思ったのは、思っていたみたいに大きなガツンといくような体罰というよりも、何かちょっと精神的なというか、細かな一言とか、そういうのに対して反応している案件のほうが見ていて多いし、印象を受けたなというのが最近の所感です。 ただ、自分も保護者として委員の枠に入れてもらっているところからいきますと、そういう何か暴言にはならないけど、そういう繊細なこどもに対しての先生の言葉とか、それに関してのちょっとマイノリティーなこどもたちのケアというか、そういうのが何か難しいところだなと思って、いつも見えています。
遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。 確かに気にしない人は気にしないんだけど、この子はすごくショックだったんだとか、この保護者の方は気にされるんだなというようなケースというのは結構あるような気がしますよ

	ね。ありがとうございます。
村田 稔 委員	ありがとうございました。 先ほどのお話にありました先生を陥れようとするような案件があるというのをお聞きしていて、そういうものに対してどういうふうに学校が対処していったらいいとお考えですか。
藤中隆久 体罰等審議会 会長	学校がですか。
村田 稔 委員	もちろん審議会もですし、案件に対してのアプローチの仕方なども含めてです。
藤中隆久 体罰等審議会 会長	体罰等審議会、本当にこれをちゃんと機能させて、体罰のない学校現場というのをつくりたいというのが本当に我々の願いなんですけど、この審議会を悪いように利用されているみたいな気もするんですよね。こちらで体罰認定してもらったら、その先生を辞めさせられるからとかということで、本当に何かあること、ないことを言ってくるみたいなことも何件か、私の記憶でもあった気がします。その先生を代えてくれというメッセージとしてですね。 我々は、だから、そういう利用のされ方は駄目だろうというところは強く持っていて、ですから、やっぱりしっかりと事実確認をしましょうと。だから、教育委員会の先生方には本当にお世話になっているんですけど、もっと調査してくださいと。ここは確証がないから、本当に起こったことかどうかをもっと調査してくださいみたいなこともやります。それですぐに結論を出さないみたいなこともあるんですよね。 私は会長だから、何か早く審議を進めて、毎回その日のうちに結論を出したいと思うんですけど、そういう私の何かある種強過ぎる責任感みたいな、それにブレーキをかけて、ここはもっと聞かないと審議できないから差し止めましょうみたいなことは何回かありました。 だから、我々が考えることというのは、本当にそういう利用のされ方はしない。それは下手したら冤罪につながるようなことだと思っただけなんです。そういう体罰等審議会が冤罪を生むなんていうのはやっぱりあってはいけないことだと思いますので、そこが多分一番慎重になっていることかなと思います。 だから、逆に言えば、時間がかかったりするんですよね、そ

岡野高明 体罰等審議会
副会長

という慎重さを重視してしまえば。でも、そこは慎重にして、時間をかけるコストは必要かなという気もしています。

それから、学校現場ではどうすればいいんでしょうね。いや、何か根本的な話をすれば、やっぱりちゃんと子どもと先生との間で何か信頼関係とか、コミュニケーションがふだんから必要だなと思うんですよね。だから、そこが取れないと何かお互いが反目し合ってみたいなことになって、あの先生、嫌だから、体罰等審議会にかけてやれみたいになっていくんじゃないかなと思うので、学校現場が考えることって、当たり前のことなんですけど、教師としてしっかりした教育をやるのが基本になるのかなとは思っていますけど、岡野先生、ないですか。

学校現場の話ですけど、これまで体罰等審議会で上げられてきたケースをずっと読んでいって、親御さんが管理職のところで最初クレームをつけていったときに、管理職がまず謝ってしまうというようなことがあるんです。確かに親御さんがショックを受けて、こういういじめを受けたんだという、こういう暴言を受けたんだということで、子どもがショックを受けている。それでクレームに来るわけですけど、やっぱりそのときに状況が分からない段階で謝るべきではないと思います。担任教師と親御さんがいて、教頭、校長という管理者はどういうスタンスにいるんだろうかという、それを感じるんですね。

学校という抽象的なものですよ。組織という抽象的なものを守るのに校長が謝るということで、それで済むということであればいいんだけど、担任という別の個人がいて、その先生に対する不満と不快と怒りを、それを学校全体でまず受け止める、謝るというのは多分筋が違いただろうと。管理者である校長、教頭というのは学校の責任者であるので、教育を受ける、教育をする立場の責任者なので、親御さんと子どもに対してはすごく心配をしていいと思うんです。心配して、子どもと親に対して共感はしていいと思うんですね。寄り添うといういい方しますが、共感はしていいんですが、そこで事情が全く分からない段階で謝るということをしてしまうと、謝った段階でその先生がやったことが全部親の言うとおり、全くそのとおりだということ認めてしまうことになりますよね。そうするとその後いくら事情を話していって、調べていって、いろんなことが分かっていたとしても、トラブルが大きくなるだけじゃないかと、こんなふうを感じるんです。

西山忠男 委員

だから、まずはそれを聞いた校長先生、教頭先生は親御さんと子どもに対して、それはつらかったとその気持ちを酌むという作業を絶対しなきゃいけないけど、何も分かっていない段階で、かなり深い調査をしないうちに謝罪するべきでは多分ないというように思ってしまう。そうしないとますます事が深みにはまっていってしまうんだらう。そういうケースがかなりたくさんありました、これまでも。

それから、あと、我々がここをもっと調べてちょうだいみたいな話を教育委員会の先生方をお願いして、ようやくいろんなことが分かって、これはちょっと分かん。それから、体罰とは言い切れん、暴言とも言い切れんけど、ちょっとこれはまずいよねという、もうちょっと改善したほうがいいやという、そういったようなことに変えていけたみたい、そういうところもたくさんあるんです。

だから、まず学校の管理者は事情をきちんと調査するという、そういう真剣な姿勢を親御さんに見せることが一番だと思います。それ以上の、まず、問題をその場で収めてしまおうなんていう簡単なことは考えないほうがよかろうと、こういうふうに思っています。

お話を伺って感じたことですが、体罰、暴言をする教員の中には多分確信犯的に体罰、暴言等を行ってきた教員がいて、それを大物という言葉で表現されたんじゃないかと思ったんですけど、そういう教員がいる一方で、偶発的に体罰、暴言を行ってしまった。例えばけんかの仲裁に入ろうとして、ばか野郎、何やってたんだと思わず言ってしまったとか、思わず引き離そうとして、それに当たってけがをさせたとか、そういう偶発的なこともあると思うんですね。それで、そういう大物というか、確信犯的な人は確かに減ってきていたと言い切れるようだったら、非常にいいことではないかと思います。

偶発的なことに関しては、やはり誰でもカッとくることはあるので、そういうことがないようにしっかりアンガーマネジメント研修を受けるとか、そういう取組を私たちはやっていかなきゃいけないんだらうなと感じています。ですから、それはそう簡単になくなる話ではないという印象を受けました。

それと、また別の話になるんですけど、私たちが今非常に気にしているのは、体罰、暴言は絶対にいけないと私たちが現場の教員たちにあまり強く言っているがために現場の教員が萎縮

苦野一徳 委員

してしまって、毅然とした対応が取れなくなっている。そこを付け込まれて、逆に生徒が先生をおとしめるようなことが起きているという状況があるんじゃないかと思っています。

ですから、先月でしたか、議論したんですけど、小学校で非常に生徒の暴力が増えているということ、それに対してどう対応するか。力で抑え込もうとすると、これは体罰になってしまいうんじゃないかと教員が思わず思って萎縮してしまうというケースがあるんだそうです。実際に聞き取りを行ったときに、そうおっしゃった教員が複数おられたんでしょうね。ですから、とても難しい微妙な問題なので、私たちは暗中模索ですけど、何とか教師を萎縮させないで、かつ体罰、暴言を減らしていくという取組を続けていかなきゃいけないんだろうなと思っています。ところでございます。

今の西山委員のお話に関連してなんですけど、対教師暴力、暴言というものが今かなり問題になっているというのはここでも話題になっているんですが、これまでの審議のケースで、そういったものに対応する過程で、ある種不可抗力的にちょっとぶつかったとか、何かきついことを言ってしまったとか、そういったケースがあったのかどうかということと、それについて、どういう議論をなさって、どういう結論になったのか等々、もしあれば可能な範囲でお聞かせいただきたいと思います。ですが。

藤中隆久 体罰等審議会
会長

不可抗力といったらもう避けられなかったみたいなことだと思うんですね。だから、不可抗力とまでは言えないんですけど、まず、これはこどもも悪いよねみたいな、それに対して教師が普通の叱るぐらいならいいんですけど、そのこどもが悪いことをしたので叱るを超えてしまって、暴言とか体罰になったみたいな、そういうケースはやっぱり結構あるんだと思います。

でも、やっぱり最終的な取った行動とか発した言葉が体罰とか暴言に値するようなものだったら、我々もそれは体罰とか暴言という認定はせざるを得ないんですよ、もとの原因をつくったのがこどもであったとしても。

でも、じゃ、それでこの先生は体罰をやりました、暴言を言いましたで終わっても、そこはやっぱりまずいだろうと。だから、やっぱりこどもに対しても何らかのメッセージ、あるいはそれを訴えてくる親に対しても何らかのメッセージは発したい

	なと思っていて、それをその結果だけでちょっとのことでも体罰みたいなことをしたら、本当に現場が萎縮するんじゃないかというふうにも思っています。 だから、我々が目指すところって、本当にこどもも教師も、こどもにとっては楽しい、教師にとっては働きやすい。それで熊本の教育が、日本の教育がよくなっていくというところを目指していますので、何か悪いことをした、あるいはほかの人、その子が暴れていて何か迷惑をかけているのに、教師が注意もできないみたいな状況をつくるというのも非常にまずいことだと思っていますので、だから、しっかりと審議をして、できることは体罰とか暴言に値するかどうかを審議するんですけど、こっちからも何らかのそこでメッセージを発することもありますし、あるいは先生はちょっとこどもに端を発して体罰してしまったんだけど、そんなにこの先生は何かひどい処分はしてもらいたくないなみたいなこともあって、そういうときには、でも、処分に関しては我々の範疇ではないんですけどね。そんな感想を伝えてほしいみたいなこともやっていますよね。
遠藤洋路 教育長	それと、先ほど苦野委員が聞かれたように、完全に正当防衛なんだけど、体罰等審議会のところで体罰じゃないかと言われるとか、それが実際、体罰に認定されるとか、そういうことは無いということですね。
藤中隆久 体罰等審議会 会長	正当防衛は正当防衛という判断を多分下すと思いますので、だから、不可抗力的かというとそんなにはないと思います。ただ、先生も人間ですから、ついこんなことだったら感情的になるだろうな。でも、やった行為としては暴言だみたいなことはあり得ると思うんですけどね。
遠藤洋路 教育長	先ほど西山委員がおっしゃったのもそうなんですけど、何か過剰に受け取られているというか、こどもが殴ってくるのにただひたすら殴られなきゃいけないみたいに思っている先生がどうもいるみたいで、それはちょっと止めたら体罰と言われるんじゃないかなみたいな、実際そんなケースはないし、それが体罰と認定されることもなおさらないわけでしょうけど。
藤中隆久 体罰等審議会 会長	そんなないですよ。

遠藤洋路 教育長

ないですよ。ただ、何かそう思われちゃっているみたいなのところがどうもあるような感じはします。

岡野高明 体罰等審議会
副会長

やっぱりこどもの問題というのがきっと大きいと思うんですよ。それでケースが上がってきますでしょう。我々が例えば体罰とか暴言とかというような判断を下したときに、それがもし本当にこどもの問題がなければ起きなかったらということであれば、こどもに対する指導もしてほしいんですよ。こどもと、あと親に対する指導というか。それがもし全くできないのであれば、非常に先生に対するプレッシャーだけが大きくなるような気がいたします。

何年前だったか、こどもが暴れていて、抱き止めて何かしたのかな。そのとき痛かった。それで親が何か文句を言ってきた話があったんですけど、それに関して何かかなりもめた気がするんですが、不適切な行為か何かになったのかな。だけど、処罰はされていない、処分はされていないんですけど、問題になったことでやっぱりかなり先生方としては不快だったと。そのことをこどもも、親も何でそれが起きたかということをしちゃんとやっぱり知らせておく必要があると思うんですね。今後、だから、こどもに対するフィードバックみたいなことというのをしたほうがいいのかもしれない。

澤栄美 委員

村田委員が学校の対応というのをどういう意図で聞かれたのかがちょっとよく私は分からなかったんですけど、岡野委員がおっしゃっていたことは本当だなと、さっきからうなずきながら聞いていたんですが、私たちは結局、処分に値するようなものが上がってきて、教育委員会の事務局で本当に詳しく調査をされて、それで処分を下していくわけですけど、その中でやはり記憶に残っているのが、あまり具体的にここでは言えないんですが、以前、こどもの態度が非常に悪くて、先生もこらえ切れずみたいな事例というのは何件かあって、結果的には体罰になってしまったとか、ひどい暴言ということになってはいるんですけど、そのときにさっき岡野委員がおっしゃったように、やはりこども側への指導をしていくのが学校だろうと思うんですよ。

ある事例では、こどもがそれでちょっとしたけがをして保健室にも行ってというようなことがあったときに、保護者への連絡が遅れているんですよ。私も川下委員も元養護教諭ですの

遠藤洋路 教育長

で、いろんな事例、そういった事例も経験していると思うんですが、報告が遅れることでこどもが自分の感覚で親に言ってしまったことからつれるということはよくあると思うんです。だから、学校がその場で、これは非常に問題になりそうだなという感覚をしっかりと持って、そこできちっと指導していくというのは非常に大事なかなと思っています。そうでないと、やはり現場の先生方は、何もしないほうが一番いいんだよねというふうにやっぱりなっているんですよね、実際。ですから、そういう起こったときに、これは後々尾を引きそうだなということにしっかりと感度を高めていくということは大事なかなと思います。

それから、今さらちょっと思ったんですけど、こういった事例に関して、現場の先生たちが知る機会がありますか。

知る機会というのは例えば研修とか、そういうことですか。

澤栄美 委員

どういう状況で、固有名詞とかが出ないような状態で、これはちゃんとしてくれるんだとか。この間のこどもからの暴言、暴行に関する話し合いじゃないですけど、これはちゃんと委員会は自分たちのほうも向いてやってくれているんだという思いを先生たちが持たないと、自分たちは何にもできないというか、指導もしないし、そっちのほうがいいよねみたいになってしまうと思うので、当たり前のことだと思うんですよね、さっき岡野委員が言われたこともですね。そういう当たり前の対応をちゃんとするんだということを先生方が知ることが非常に大事なのかなと思いながら聞いていたところです。

遠藤洋路 教育長

体罰等審議会があることによって、不当な訴えを防げるという面もあるなと私もふだんすごく思っています。先ほど先生を首にするために陥れるみたいな話がありましたけど、例えば体罰等審議会があればしっかり調査もするし、教育委員会の事務局ではない委員の皆さんに判断をしていただけるので、そこは教育委員会としても非常に助かると思いますか。多分、体罰等審議会があってもなくても、いろいろ言うてくることはあるんですよ。その場合、教育委員会の事務局がただ苦情として受けたら、ただ学校にそれを指導するとか、あまり大した調査もせず訴えのほうを信じちゃうということもあり得ると思うんですよ。だけど、それが無い。かなり詳細に調査をして、体罰

橋爪富二雄 教育政策課
教育支援アドバイザー

等審議会の委員の皆さんが納得しなかったら、さらに再調査までして審議をしていただくので、そういったことが防げているという面もすごくあるのかなと思っています。

ただ、今、澤委員がおっしゃったように、ではこういうケースはこういうふうに対応していますよ、こういう判断になっていますよというのを体系的にといいいますか、先生方にそれをお知らせしている機会というのは今のところないと思いますので。研修の中でどんなことをどこまで言っているのかというのはあると思うので、多分橋爪アドバイザーが一番詳しいと思うんですけど。先生方に対して、体罰等審議会のことについてはどんなふうに伝えているというのはありますか。

先生方に周知をしているかということにつきましては、教育委員会事務局側も全部出席があったんですけど、校長会の場で具体的な代表事例を取り上げて、どういうふう到我々が対応したのか、どういう認定が下ったのか、その後のフォローの部分をどうしたのか、学校で研修、我々が研修に行くこともありますし、医師、それから臨床心理士につなぐこともありますし、どのような前後でやったのかということについては校長会等で報道させていただいておりますので、その資料、データも含めて、今度はそれを各校の研修の場に生かしてらっしゃると思っています。

それから、先ほど言われました先生方だけに体罰と暴言とかで言及されるというか、認定に上がるので、非常に萎縮されていることもあるのではないかとすることはちょっと私も心配な事項なんですけど、こどもを守る相談票が出ましたら、事務局側は必ず学校を訪問します。それから、その前後もちゃんと切り取ることなく、行われた事象のみでなく、前後もちゃんと事情も聞いた上で、それからどういう見解の中で体罰等審議会にかかっていくのか、それから、その後の研修のことも我々は協力しておりますし、そういう中で、学校が、じゃ、ここはこういうところで結局こういう事例に至ったんですねということもご指摘をさせていただくというか、そういうこともやっていますので、学校側が常にそういう体罰等審議会にかかって、おびえているといったらあれですけど、中には先生方、私たちが訴える場も下さいと。全部、結局、体罰等審議会にかかるだけの逃げ。じゃ、私たちから、こういう暴言をこどもたちから受けたことを主張することはできないんですかというような聞き取

	りの場面でそういう場面もあります。 なので、努めて全部、全ての事例、電話でやり取りして聞き取りだけをするというようなことはございませんので、全部説明に伺いますし、すなわち子どもを守る相談票の出た枚数が我々の学校訪問した校数とイコールですので、そういう中で、今度は審議会の委員の皆さんから、これでは事実確認の情報が不足しているので、こういう点について再度調査をして、ここは審議は止めておくというようなご要望いただくこともありますので、そういう中で本当の真実に迫る、背景も含めたところで全部ご報告をさせていただいております。 それから、先ほどありました研修の部分については、そういう管理職研修とかできちんと事例を挙げて報道させていただき、問題点も全部お話をさせていただいています。
遠藤洋路 教育長	すみません、1点、研修とかで再発防止という観点で、例えば体罰とか暴言に認定されたものに関してどうすればよかったのかということはお伝えしているわけですけど、先ほど澤委員がおっしゃった中には、こういうことはしても大丈夫ですよとか、これは適切な行為ですよとか、これは該当外ですよとか、つまり体罰、暴言や不適切な行為にならなかったものについても伝わっているのかという、そういう趣旨かなと思いますよ。
橋爪富二雄 教育政策課 教育支援アドバイザー	現場の先生方は、どちらかというと特に暴言なんかにはしては、どういう言葉を言っちゃ駄目なんですかと聞かれるんですね。要はNGワードがあるわけではなく、極端な例、死ねと言えばそれはNGでしょうけど、要は相手のこどもにどれぐらいのダメージを与える。要は無視だって、ダメージがひどければそれは暴言になるわけで、そういうまだ認識でいらっしゃる先生方がいらっしゃるのも事実です。何という言葉さえ言わなきゃ、僕らはいいんですかねみたいな、そういうものじゃないという。
岡野高明 体罰等審議会 副会長	この話は本当に澤先生がおっしゃった話、本当に思うことで、要するに暴言とか体罰になった行為ではなくて、改善を要するというふうに我々が判定した、そのときの問題となった言葉であるとか状況と言葉、そのことに関しては先生方はみんなに知らせたい話だと思うんです。 というのが、先生方のいろんな話し方を聞いていると、言葉の使い方が非常にまずい。多分、だから、そういう生徒に対す

澤栄美 委員

る話し方とか、話し方のトレーニングがされていないんじゃないかなと僕には思えるんですね。

例えば本当に、おまえ、ばかだなというふうにもし思ったとして、ばかと言っちゃまずいですよね。本当そういうことを言うと、すごくばかっぽく見えてしまうというふうな言い方をすれば多分大丈夫なんですね。それも多分状況によって少し違うので、状況とある言葉、その組合せをどういうふうになったときに暴言になったか、あるいは我々が改善を要するというふうにして、暴言にはしなかったけど改善を要するというふうに感じたということをちゃんとやっぱり先生方みんなに教えなきゃいかんと思う。これは多分管理職だけに教えても意味がないと思います。

多分先生になられた初期の段階からこういう言葉をきちんと、こういうふうに使わなきゃいかんし、こういうのは問題になりやすい言葉で、同じ言葉を使うにしてもこういう場面だったらまあいいというような、そういう教育もちゃんとしなきゃいかんと思うんですね。

言葉の使い方が本当に先生方は、特に問題のある先生方というのは慣れていないとここ数年ずっと感じて、だから、言葉のトレーニングができていないのかなと思いました。

現場にいたときにやっぱり体罰、暴言の防止とかそういう研修は必ず学校でやっていたし、さっき橋爪先生が言われたように、いろんな事例を校長会でもお話しされているということも存じていますけど、さっき教育長が少しフォローされたように、1ページ目の該当外という数がこれだけあるので、審議したのはこれだけですと藤中委員から説明があったんですけど、この該当外となるようなことについて、全部じゃなくてもいいんですけど、こういったことは該当外になっていて、保護者がやっぱりちょっと神経質な方もおられたり、こどもがやっぱりHSPみたいな、ちょっと気持ちが神経質なこどもとか、そういったこどもからこういうことが上がってくることもあるということを知るというのも一つ。該当したものだけでなく、該当しなかったものについても知ることで、先生方がある意味、安心ということなんですけど、そういった方向にも行けるかなと思いましたので、そういうことも考えていただくといいのかなと思いました。

遠藤洋路 教育長	審議の半分は該当外なんですよということを知っていただくだけでも、そういうことなのかということに一つ意味はあるのかなと思いますね。 では、3時までということであと5分、4分ほどなんですけど、最後にこれだけは言っておきたいということが皆さん、どなたかあればぜひご発言いただきたいと思います。
西山忠男 委員	簡単にしますが、今はこども局に直接、保護者が訴えることができますよね。その場合、こちらとの関係はどうなるんですか。
遠藤洋路 教育長	こども局に相談や訴えが行った場合にどうなっているのか。こども局はこども局で、こどもの権利サポートセンターというのがありますし、そちらに専門家がいますので、そちらで対応しています。教育委員会とか学校にも情報提供はあります。
西山忠男 委員	ということはこちらの体罰等審議会には来ないわけですね。
遠藤洋路 教育長	そうですね。
西山忠男 委員	そうしますと、実際の体罰、暴言の数というのはそちらの数もプラスして考えないといけないということになりますね。
遠藤洋路 教育長	体罰、暴言で処分をしないといけないという場合にはこちらに当然話は来て、こちらで処分するということになりますが、今のところ、こども局経由で体罰、暴言をしたので懲戒処分ということはこれまでないですね。もしあればそういうケースも教育委員会に、もし処分するならこの会議に上がってくるということになります。 田口審議員、どうですか。何かありますか、こども局から来るケースというのは。
田口清行 教育審議員	こども局から、こどもの権利サポートセンターから、こういう案件があってというご相談を受けているケースはあります。ただ、先ほど教育長もおっしゃいましたが、体罰、暴言等ということでこちらに、処分は教職員課になりますけど、そういう案件はないと認識をしていますし、最終的にはやっぱりこ

遠藤洋路 教育長

どもたちが、また先生方が、先ほどからあっているように、学校生活をスムーズに送れるようにということです、そこは連携してやっていきたいと思います。

ただ、今、西山委員がおっしゃったのも確かにそうだなと思うのは、もしこども局に体罰だとか暴言だという相談があった場合に、調査を最初こども局がやるのかもしれませんが、判断は体罰等審議会がするのか、それはせずに教育委員会で判断をするのかというルートはきれいに決まっていけないようなので、こども局から来たものに関しても体罰、暴言だという訴えなのであれば、今のところないんですけど、これからもしあったら体罰等審議会で審議するという、教育委員会としてはそういう仕組みになっているわけなので、そのほうがいいということなんでしょうね。実際、ケースがもし出てきたら、体罰等審議会の皆さんともご相談しながら進めたいと思います。

では、ちょうど3時になりましたけど、よろしいですか。皆さん、時間もあると思いますので。

では、お忙しい中、本日はお越しいただきまして、体罰等審議会の委員の皆様、ありがとうございました。

この後の予定もあるということです、本日の意見交換はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(体罰等審議会委員 退室)

今の意見交換の中で2つ、私も気になったので、体罰等審議会の委員さんと議論することというよりは、教育委員会の中で決めていくことだと思ったので、時間も限られていた、さっきの意見交換の中では言わなかったんですけど、1つは先ほど出てきたこどもとか保護者に対する指導、こどものほうが悪いよねという場合にどういう対応するのかということですね。教員に対しては教育委員会が処分したり、指導したり、あるいは管理職が指導したりするわけですけど、じゃ、こどもや保護者に教育委員会が指導するのかといたら、やっぱりそれは学校が指導するというに現実的にはなるんでしょうけど、体罰だ、暴言だって、不適切だと言われている学校のほうが、いやいや、あんたのほうが悪いんだよと指導することになるわけですね。それって、実際どうするのがいいのかなというのが一

つと。

もう一つは、これはいくつかのケースであるんですけど、個々の先生の不適切な行為というより、学校の責任だよねみたいな場合というのもあって、その場合は体罰や暴言、不適切な行為にならない場合もあるんですよ。例えば学校で情報共有ができていなかったから、特に配慮しなきゃいけないこどもに対して配慮がないことをしてしまったとか、あるいは学校の指導の方針でこういう、例えば生徒指導の学校のやり方がそもそも変なのに、それをやっただけなのに、それでこどもが例えば傷ついたという場合に、その先生個人のせいじゃないよねと。その学校の先生はみんなそういうふうに指導していたんだよねみたいな、あるいはほかの学校でも同じことやっているよねみたいな場合に、先生個人の責任ではないんだけど、学校の指導を改めなきゃいけないみたいな場合は、体罰等審議会では判断ではできないことになっているんですよ。個々の、個人の判断なので。個人の行為が、全体、全体というか、学校の方針に従っただけだという場合、あるいは学校で何らかミスなり過失があったために、その先生が結果的にそれを知らずにこどもを傷つけてしまったみたいな感じですよ。

その2つは今までの体罰等審議会を見て、審議会ではなかなか対応ができないというか、もちろんそれは体罰等審議会の仕事じゃなくて、教育委員会の仕事だろうなと思うケースがあるんですよ。その辺をどういうふうにしていけばいいのかなというのは、またちょっと皆さんとも議論したいと思いました。

今日はちょっとこの場を引き続きやると時間も過ぎてしまうと思いますので、改めてということでいいですよ。

村田 稔 委員

すみません、さっき私の質問の仕方がまずかったのでごめんなさい。

学校でどう対応していけばいいのかというのは、1点目で教育長がおっしゃったことをさっき聞いたかったなというところで、理不尽な要求、不当な要求とかしてくる保護者というのは、処罰感情というのがいつまでもなかなかなくなるので、ずっと学校が対応していかなきゃいけないとなると先生方の教育活動にも支障が出ますし、ほかのこどもたちの学校生活にも影響が出るので、いつまでもずっとそのことだけに対応していくわけにはいかないじゃないですか。そういうときに学校はどう対応したらいいと思いますかという趣旨でお尋ねしたかったと

遠藤洋路 教育長

ころが質問の仕方が悪くて。分かりづらいです。

村田委員としての何かお考えというか、方向性みたいなのはあるんですか。

村田槇 委員

教育行政審議会でもしょっちゅう上がっていましたが、やっぱり人材確保的なところが問題にはなと思うんですけど、スクールロイヤーとかスクールポリスをやっぱりしっかり配置してもらうというのが一番いいのかなと感じています。

遠藤洋路 教育長

学校の当事者ではなくて、第三者的な立場の人がいるといいんじゃないかということですかね。

澤栄美 委員

今のを聞いて分かりました。継続して何か対応しなきゃいけないときに、そういう専門家の人が入ったらいいよねという、その話だったということですね。

私がさっき言ったのは、やっぱりそういうことが起きたときの学校の対応の仕方って、起きてすぐのときがまずいと、後々やっぱりそういう人に入ってもらわなきゃいけないことがあるなと思って、これは公開ですから本当にあまり事例が分かるようなことは言えないんですけど、処分として上がってきたときに詳しく担当課が調べて、名前も、状況についても報告されますよね。そのような事例の中で、やっぱり私だったらこのときに先に親に連絡していたよねというような内容があったんですよ。先にこういう状況だったのということで客観的に保健室なら保健室で保護者の人を呼んで、そして話し合うという中で、やはりこどもの何かよくなかった点というのも保護者は気づくだろうと思ったのです。その事例は、こどもが帰ってから翌日にたしか、連絡が夜だったかな。翌日にまた学校に来てもらってというような、何かそんな事例だったような気がするんですね。

そこら辺を学校の力としては発揮をしないと、後々そういう、やっぱり専門の方に入ってもらえるようになるのかなと。起きてすぐのことを何か言われているのかなと思って、さっきは、その事例を思い出して言ったんですよ。

学校全体の方向性としてとか、そういう事例が今までありましたか。

遠藤洋路 教育長	はい、いくつかありました。ただ、そういう場合には体罰とか暴言とかにはなりませんから、教育委員会会議には上がってこないわけですよ。該当外になっているとか、不適切な行為になったりするわけですけど、そういう場合はその個人の先生が処分されるわけじゃありませんから、教育委員会会議の処分案件としては出てこないということですね。
澤栄美 委員	教育委員会から学校にそういう決まりは不適切ですよという指導というか、報告をされるということですか。
遠藤洋路 教育長	そうです。体罰等審議会で審議をして、これは教育委員会から学校に指導したほうがいいですねというような場合もあります。
澤栄美 委員	私の中で何かちょっとどういう内容なのか、部活とかが一番あれなのかなと思いながら聞いていたんですけど。何かそういうのを、ちょっと自分の中では何か連想できなかったんでお尋ねしました。
遠藤洋路 教育長	分かりやすい事例でいうと、やっぱり特に配慮を要するお子さんであると、例えばこういうことに特に配慮しなきゃいけないという情報を担任は聞いていたんだけど、今回指導した人は聞いていないとか、例えばですね。その場合はやっぱり学校でちゃんと情報共有しとかなきゃ駄目だと。その先生は知らなかったんだから、それは責められないよねという場合もある、例えばです。あるいは生徒指導的なことで、学校全体でやっぱりちょっと、いやいや、そのルールは理不尽だよみたいな場合も、別に個々の先生が悪いわけじゃないというような場合もあるという、様々あり得るかと思います。実際、今までのケースでいくつかそういうものもあったのは現状です。
苫野一徳 委員	先ほど村田委員がおっしゃったスクールロイヤー、スクールポリスに関連してなんですけど、前もここで無理を承知でご提案した、やっぱり先ほど橋爪先生もおっしゃっていた先生側が相談するとか、訴えるというのか、そういうのを先生方が求めているというのは結構切実なんだろうなと思って、しっかり受け止めたほうがいいなと思って、ポリスというちょっとあれなので、先生を応援する、守るスペシャルチームみたいな何か

遠藤洋路 教育長

格好いい名前の組織があって、何かあったら即先生を助けに行く用意がありますよという、そういう用意があるのが安心感につながるんじゃないかなという気がしまして、何かそういったことを考えていけたらいいなと思いました。

例えば、じゃ、保護者からこんなふうに毎日ワーワー言われて大変ですという相談があったときに、そのチームが行って、どういうことをするということなんですかね。

苫野一徳 委員

そのチームが対応に当たることもできますという、何かそれがあるだけでちょっと安心感があると思うんですよね。困ったときにこちらのチームと一緒にやれる、あるいはこのチームに移譲できる、そういった安心感が必要なのかな。

遠藤洋路 教育長

なるほど。じゃ、保護者対応をこちらが窓口になって、代わりにやりますよと、例えば。そういう代理人的なことという。

最近、たしかどこかの自治体でありましたね。スクールロイヤーではなくて、学校弁護士、何か日本語と英語だけの違いのような気もしますが、学校の代理人として、保護者に教職員じゃなくて、その弁護士が対応しますよというような制度をつくるみたいなことをたしかどこかで見たことがありました。

スクールロイヤーというと、学校の先生から相談を受けますとか、学校に対してアドバイスをしますとか、自分が代理人として学校の立場を、学校を守る窓口として全部やりますよということではなくて、あくまでも対応するのは学校なんだけど、そこに対して法律的なアドバイスをしますとか、相談に乗りますみたいなのがスクールロイヤーの一つの大きな役割で、そうじゃなくて、弁護士として代理人になりますという制度をつくるというのを、顧問弁護士みたいなものですよ。そういうところをやっているというところは確かにあったような気がします。

あとは、学校に問合せをするんじゃなくて、全部一元化して、保護者対応の窓口を教育委員会なり、行政のほうにつくりますというところもたしかどこかにありましたよね。なので、今日休めますみたいな連絡は学校にするかもしれませんが、いろんな相談とか苦情とかはこっちに言ってくださいと、学校じゃなくてというのをやっているところもたしかあったような気がします。

澤栄美 委員

教職員課の管轄だと思うんですけど、学校問題対応相談という仕組みがありますよね。あれはそういったのはちょっと色が違いますか。

それとあと、コンシェルジュがありますよね。そのあたりとかが今ある、急に新しくつくることができない分に対応できないのかなと、今、話を聞いていて思ったんですが。

上村清敬 教職員課長

学校問題対応相談事業につきましては、学校の先生方は何の相談でもいいということになっていまして、精神科医もしくは臨床心理士の先生が相談に乗られるということでもありますけど、先ほど教育長がおっしゃったような代わりに保護者対応をするというものでは、コンシェルジュも含めてありませんので、結果的にそれは学校にお返ししたり、解決につなぐ窓口を紹介したりとかということですので、先ほどのとイコールではないけど、学校問題対応相談も、コンシェルジュも何でも相談は受けるところではございます。

澤栄美 委員

何か段階によって違うのかなと思うんですよね。それと対象。さっきおっしゃっていたのは、先生方がそれで疲弊するようなときに相談のところはないのかということだったので、私はすぐ学校問題対応相談だよねと思ったんですよね。先生方が吐き出す、今、同僚制もなかなか、職員室に集まって相談できにくいような、そういう以前のようなものがなくなってきているというところもある中で、それとか、やっぱり同僚には逆に相談しにくいとか、そういったときに学校問題対応相談を活用できるんじゃないかなと思ってお尋ねしたんですね。

一応お知らせは学校に行っているけど、あまり知らない先生もいるかなと思ったときに、何とかその辺をちょっと活用できたらいいかなと思います。

私が現場にいたときに、担当されている保健師さんの再任用の方がもともと知っていたので、先生、ちょっと、結構相談枠は空いているので、誰かいませんかみたいなお尋ねが来ていたんですね。つまりあまり知られていないという大変ですね。知らない先生もいらっしゃるかなと思ったときに、その辺を今後広げていくというのも一つの手として挙げられるかなと思います。

コンシェルジュのほうはどちらかというと、いろんなところ

遠藤洋路 教育長

に電話される保護者の人がコンシェルジュにも電話するという形が一番多いのかなと思うので、先生方が相談というのはちょっと違うのかもしれないと思いますけど。

先生方が相談するルート自体は確かにあるんですよ、今、澤委員も、教職員課長も言ったように。基本的にはまずは管理職に相談するわけですね、上司に。何かあれば。それが、そうじゃなくても教育委員会で相談窓口がありますよとか、先ほどのこども局のこどもの権利サポートセンターというのも、こどもに関することであれば誰からでも相談を受けますよということなので、教職員からも相談してくださいねということになっているわけで、いろいろあるのはあるんですけど、澤委員がおっしゃったように、知られていないというのが一つと、さっきの体罰等審議会みたいに、ルートが例えばこどもを守る相談票というのがあって、それを出すとかいうふうに調査をして、この審議会にかかりますよみたいな、分かりやすいルートではなくて、いろいろ職場の中の相談ですから、いろんな窓口がありますよということになっているので、そこは相談ができないわけじゃなくて、相談のルートはあるんだけど、そういう分かりやすいルートになっていないというのはあるのかもしれない。

もう一つは苦野委員がおっしゃったように、最後代わってあげますよみたいなところまでしてあげるものがあるなら、確かにそれも有効なのかもしれないということなので、今全く先生たちからの相談を受け付けていないとか、そういうことでは全くないですし、教職員課長が言ったように何でも相談してくださいとはなっているんですけど、ただ、そこがあまり分かりやすい、何かあったらここに言ってくださいねみたいに周知がされていないんでしょうね。なので、そこは少し先生方に分かりやすく、先生の相談票を作ってくださいみたいな話もあるけど、別に相談票を作らなくても相談したらいいじゃないですかという、管理職もいるんだし、窓口もあるんだしということなんですけど、もし分かりやすいのが相談票という形で相談するのが分かりやすいなら、そういうこともいいのかもしれない。今ある相談のルートがあまり皆さんに行き渡っていないということと、相談しやすいのかどうかという点が改善の余地があるということですか。

遠藤洋路 教育長

ほかによろしいですか。

では、自由討議は以上とさせていただきます。

日程第3 議事

・議第62号 熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員の委嘱について

《宮本義久 地域教育推進課長 提出理由説明》

西山忠男 委員

委員になられるについては異存はございませんが、1つ関連してお尋ねしたいんですけど、この自然の家、新しくできてからの利用状況はいかがでございましょうか。

宮本義久 地域教育推進課長

今、手元にありますのが8月分までの集計になりますけど、8月末の時点で利用者が8,908人。これはお泊まりになった方、それから日帰りで利用された方、見学された方含めて8,908人です。その中で、こどもたちの集団宿泊の利用者が1,440人となっております。

西山忠男 委員

改築前に比べて多いとか少ないとか、そういう比較はできますか。

宮本義久 地域教育推進課長

すみません。改築前との比較が今手元にございませんけど、想定したよりは人数としては多く来ていただいていると思っております。特に一般の方を受け入れるようになっておりますので、一般の方の数かなり多いと認識しております。

遠藤洋路 教育長

想定より上回っていると。よかったですね。
ほかにかがででしょうか。よろしいですか。
ほかにご発言がなければ、採決を行います。
議第62号 熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。議第62号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

【非公開の審議】

日程第3 議事

・議第63号 職員の懲戒処分について

《上村清敬 教職員課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

〔閉会〕

遠藤洋路 教育長

では、ほかにご発言がなければ本日の会議は以上といたします。

令和7年9月の定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。